

公 示

水路業務法(昭和 25 年法律第 102 号) 第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 6 年 7 月 30 日

第一管区海上保安本部長

澤井 俊 (公印省略)

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
 - (1) 名称 北海道開発局留萌開発建設部留萌港湾事務所
 - (2) 住所 留萌市大町 1 丁目 1 番地 1

- 2 水路測量を実施する区域及び期間
 - (1) 区域 遠別漁港 (付図のとおり)
 - (2) 期間 令和 6 年 9 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日まで
(うち 10 日間程度)
令和 7 年 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 19 日まで
(うち 7 日間程度)

- 3 水路測量の実施方法
G N S S による測位、音響測深機による水深測定

- 4 航行船舶に対する安全措置
 - (1) 水路測量実施船は、水路業務法施行規則第 6 条に定める標識 (白紅白の燕尾旗) を掲げる。
 - (2) 一管区水路通報にて周知する。

